

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月5日
【事業年度】	第12期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	GMOペパボ株式会社
【英訳名】	GMO Pepabo, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5456-2622（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営戦略部長 五十島 啓人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5456-2622（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営戦略部長 五十島 啓人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年3月24日に提出いたしました第12期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 [企業情報]

第4 [提出会社の状況]

6 [コーポレート・ガバナンスの状況等]

(1) [コーポレート・ガバナンスの状況]

社外監査役の責任限定契約

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 [企業情報]

第4 [提出会社の状況]

6 [コーポレート・ガバナンスの状況等]

(1) [コーポレート・ガバナンスの状況]

社外監査役の責任限定契約

（訂正前）

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令が定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。なお、当社と社外監査役増田要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号の合計額としております。

（訂正後）

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令が定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。